

福岡県公報

平成十七年十二月九日
第二千四百七十一号
増刊 ①

目次

訓 令(第十五号)

○福岡県認証証局運営規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課) ……………一

正 誤

○福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第六十八号) 中正誤 ……………二

○福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則 (平成十七年福岡県規則第七十八号) 中正誤 ……………二

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成十七年福岡県規則第七十九号) 中正誤 ……………二

訓 令

福岡県訓令第十五号

本 庁

出先機関

福岡県認証証局運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年十二月九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県認証証局運営規程の一部を改正する訓令

福岡県認証証局運営規程(平成十四年八月福岡県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項「総合行政ネットワーク文書交換システムの利用における認証カード行使用者は、福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)第六条に規定する文

書取扱主任、同規程第七条に規定するファイル責任者及び総務部行政経営企画課職員をもって充てる。」を「総合行政ネットワークの利用における認証カードの行使者は、認証カード管理者が指名するものとする。」に改める。

第十条第三項を削る。

別表中の「総合行政ネットワーク文書交換システム」を「総合行政ネットワーク」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から施行する。

正誤

17 ・ 9 ・ 26				17 ・ 9 ・ 12	17 ・ 8 ・ 1	発行年月日
2441 増刊①				2437 増刊①	2419 増刊①	公報番号
規 則				規 則	規 則	種 類
79				78	68	同上番号
1	186	177	1	4	27	ページ
○	○	○				上 欄 下
			○	○	○	
ら 11 後 ろ か	1	1	18	5	4	行
	挿 入					備 考
第三条第二項中「課税第二課証紙自動車税係長」を「収税第二課証紙自動車税係長」に、「課税第二課長」を「収税第二課長」に改める。				第八十一号様式から第八十一号の六様式までを次のように改める。	第八〇号の二の二様式	削除
第三条第二項中「課税第二課」を「収税第二課」に改める。				第八十一号の六様式	第四十五号第二項中「第八十号の二の二様式」の下に「又は第八十号の二の三様式」を加える。	別表第四（第五〇条関係）
					第十一 条	第十二 条
						正
						誤

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）